

## はじめに



信託の引受けを営業として行う信託を「営業信託」または「商事信託」といい、信託銀行等の営業者の行う信託業は、信託業法の規制を受けます。これに対して、営業者でない一般的の受託者が非営業として引き受ける信託を「非営業信託」または「民事信託」といい、この規制がありません。

さて、資産家が、自己の財産をその家族のために設定する信託を「家族信託」といいます<sup>(注)</sup>。家族信託は、従来は、商事信託として設定されていましたが、今後は、委託者の家族等の身内の者を受託者とする民事信託の利用が期待されます。このような民事信託は、オーダーメイドで作りますので、委託者である資産家の家族の事情に合わせた、いわば痒いところに手が届く設計をすることができるものです。

本書では、このような家族信託型の民事信託を、単に「民事信託」といいます。民事信託は、資産家の相続対策、資産および事業承継対策として、今後、大いにその活用が期待されます。一方、民事信託は資産家の身内の者等が受託者になる信託ですから、受託者の業務が安易に流れ、信託法が定める忠実義務や分別管理義務等が厳格に守られない危険性があるなど、様々な課題もあります。健全な民事信託の発展のためには、このような問題を引き起こす『危ない』民事信託を防止しなければなりません。

類書の多くは、民事信託の設定方法の解説にとどまっていますが、本書は、将来的に何らかのトラブルが発生し得る民事信託を『危ない』民事信託として、その防止に着目し、民事信託検討の注意点について解説しました。しかしながら、本書は民事信託の有用性を否定するものではありません。むしろ、その健全な発展を願い、そのリスク

を未然に防止しようとするものです。

民事信託は委託者の家族の事情に応じて、多様な信託を自由に設計できる良さがありますが、その自由を守り、その健全な発展を図るために規律が必要です。商事信託では、受託者に対する金融監督当局の監督があるため、その業務が適正に行われるよう担保されていますが、民事信託ではそのような公的な監督がありません。

本書は、民事信託が商事信託に比べてどのような特徴があり、どのような問題があるのか、どのようにすれば『危ない』民事信託を未然に防止できるのかについて、一般論と具体的な事案の両面から解説しました。第1章から第3章の一般論の部分を高橋倫彦が担当し、第4章から第6章の具体的な事案の部分は石脇俊司が担当しています。

一般論の部分では、法務と税務の両面から問題点と防止策を検討しました。我が国では民事信託の事例が少ないので、米国は民事信託の先進国であり、『危ない』民事信託の事例に事欠きません。これに関する紛争が報道されることが多く、裁判例も積み上がり、その防止方法も工夫されてきています。本書では、米国の民事信託事情から学ぶべき点についても解説しました。

具体的な事案の部分では、信託の検討開始から信託の終了までの各局面をステージとして区分し、問題が起きそうな点を指摘したうえで、その防止方法を検討しました。また、信託契約書を基本契約条項、信託事務に関する条項、委託者のニーズに合わせた仕様を定める条項に区分し、条文例を挙げて信託契約書を作成する場合の注意点を検証しました。

本書の執筆にあたっては、JPコンサルタンツ・グループの制作企画のもと、税理士法人おおたか 代表社員、税理士・公認会計士 成田一正先生のご監修を受け、また、法務にわたる部分について、あおぞらみなど法律事務所弁護士 伊東大祐先生および弁護士法人岡田総合法律事務所弁護士 山口正徳先生から貴重なご助言をいただきまし

た。ここにお礼申し上げます。

『危ない』民事信託の防止のためには、資産家等の顧客から相談を受ける弁護士、税理士、会計士、司法書士等の専門職の方が、適切な信託設計の助言を行い、その家族の方に、受託者の業務を指導する役割を担うことが期待されます。今後、専門職の方が、その顧客から相談を受けた場合に、本書の活用によって、より適切な助言および指導を行われることを願ってやみません。

注：「家族信託」という用語は、今から 15 年以上前の平成 11 年、筆者が信託銀行に勤務していた時に、資産家が家族のために設定する信託を表す言葉として使いました。当時は、このような信託は個人信託（private trust または personal trust）と呼ぶことが一般的でした。平成 18 年、新信託法の制定以降は、一般社団法人信託協会でもこの用語が使われています。最近は、家族信託型の民事信託を「家族信託」と呼び、一般社団法人家族信託普及協会によって、これが商標登録されています。

平成 28 年 3 月  
高橋倫彦・石脇俊司

# 目 次

## 第1章 民事信託の特徴と問題点 ..... 9

### 1 民事信託の特徴 ..... 10

- (1) 家族が受託者になれる 10
- (2) 信託設計が自由にできる 10
- (3) 受託者の自由裁量を大きくすることができる 11
- (4) 信託設定は財産の規模や種類を問わない 11
- (5) 信託報酬を節約できる 12

### 2 民事信託の問題点 ..... 13

- (1) 民事信託の特徴から生ずる問題点 13
- (2) 民事信託では対応できない信託 14
- (3) 自己信託では対応できない場合等 14
- (4) 信託業法等の規制の適用の有無 15

## 第2章 『危ない』民事信託の防止方法 ..... 17

### 1 法務の留意点 ..... 18

- (1) 民事信託の仕組みの設計 18
- (2) 信託証書または契約書作成のポイント 23
- (3) 自己信託設定のポイント 24

### 2 税務の主な留意点 ..... 25

- (1) 民事信託の課税の基本 25
- (2) 民事信託の種類別の課税 27

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| (3) 民事信託の設計と課税                  | 30 |
| <b>3 受託者選定基準</b>                | 33 |
| <b>4 受託者の義務</b>                 | 34 |
| (1) 信託法が定める受託者の主な義務             | 34 |
| (2) 商事信託において信託業法により義務が強化されているもの | 34 |
| <b>5 事後的な受託者の教育、事務の支援</b>       | 36 |
| (1) 信託契約書の解釈を専門家が支援する           | 36 |
| (2) 受託者または受益者の事務を専門家が支援する       | 36 |
| <b>6 「危ない」民事信託のチェックポイント</b>     | 38 |

### 第3章 米国における『危ない』民事信託 ..... 39

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| <b>1 米国における受託者の選定基準</b>            | 40 |
| <b>2 米国流の自己信託を想定した受託者が行うべき信託事務</b> | 41 |
| (1) 兩委託者（両受託者）の生前における信託管理事務        | 42 |
| (2) 委託者（受託者）の1人が死亡した場合の残存者の信託管理事務  | 44 |
| (3) 兩委託者（両受託者）の死亡後の信託事務            | 48 |
| (4) 信託が終了した場合の信託事務                 | 49 |
| <b>3 米国における信託に関する紛争の原因</b>         | 50 |
| <b>4 米国における典型的な『危ない』民事信託の防止方法</b>  | 51 |
| (1) 遺言による遺産計画に関する紛争の防止             | 51 |
| (2) 信託による遺産計画に関する紛争防止              | 52 |
| (3) 遺言・信託の有効性に関する紛争防止              | 53 |
| (4) 不抗争事項（警告条項）による紛争防止             | 53 |

## 第4章 具体例から見る『危ない』を引き起こす要因と回避策 ..... 57

1. ステージごとに検証する ..... 58
2. なぜリスクが生じるのか？ ..... 60
3. ステージごとに要因とその回避策を考える ..... 61

### Stage1 信託の説明・提案

- Case No1：高齢者の財産管理に信託を提案 62  
Case No2：セミナーで学んだことや書籍で得た情報のみで  
信託を提案 67

### Stage2 信託の検討

- Case No1：受益者連続型信託 70  
Case No2：受益権が複層化された信託 75  
Case No3：受益者指定権のある信託 86  
Case No4：自己信託 91  
Case No5：信託の倒産隔離機能 98  
Case No6：遺留分回避を目的とする信託 105  
Case No7：不動産流通税を節税する目的の信託 111  
Case No8：受託者が売買注文を出す信託 121  
Case No9：受益権の贈与を目的とした信託 128  
Case No10：指図権のある信託 134  
Case No11：受益者代理人のある信託 140

### Stage3 信託契約の作成

- Case No1：契約書の雛形の利用 144

### Stage4 信託の設定

- Case No1：信託契約の内容についての委託者、受託者の理解度 148  
Case No2：信託財産の受託者への移転（受託者口座） 156  
Case No3：信託財産の受託者への移転（株式） 159

## Stage5 信託期間中

Case No1：受託者による信託財産の管理 162

Case No2：受益権の譲渡 165

Case No3：受益権の贈与 168

Case No4：信託決算と受益者への報告 171

## Stage6 信託の終了

Case No1：信託が終了することに該当したときの連絡 173

Case No2：信託の清算手続 176

# 第5章 信託契約の『危ない』を検証する ..... 179

## 1. 信託契約の検証前に ..... 180

(1) 信託契約を3つの項目で区分する 186

(2) 信託契約の基本項目とオーダーメイドな項目 181

## 2. 信託契約の内容において『危ない』と思われる点を 検証する ..... 182

(1) 信託の枠組みを定める主な項目に潜む『危ない』を検証 182

① 信託目的 182

② 信託期間・信託の終了 184

③ 信託財産 188

④ 信託収益の交付 192

⑤ 受託者に関する定め 196

⑥ 信託の変更 200

(2) 信託事務の方法を定める項目に潜む『危ない』を検証 203

① 信託財産が不動産の場合 203

② 信託財産が株式の場合 209

③ 信託財産が金銭の場合 216

- (3) 委託者のニーズに合わせた仕様を定める項目に潜む  
『危ない』を検証 219  
① 受益者連続型信託 219  
② 自己信託 222

## 第6章 民事信託を支援する組織の必要性 ..... 229

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 1. あらためて『民事信託』について          | 230 |
| (1) 安定した『民事信託』に向けて          | 230 |
| (2) 委託者・受託者・受益者の関係          | 230 |
| 2. 民事信託活用の支援                | 231 |
| (1) 民事信託による財産管理を望む人を支援するために | 231 |
| (2) 民事信託の活用を支援する専門家を支援するために | 233 |
| (3) 民事信託の受託者を支援するために        | 235 |
| 3. 民事信託の活用を支援する組織           | 236 |
| (1) 民事信託の活用を支援する組織の必要性      | 236 |
| (2) 民事信託の活用を支援する組織          | 236 |

## Column

|          |                      |     |
|----------|----------------------|-----|
| Column 1 | ケネディ家の財産管理           | 12  |
| Column 2 | フランス第1位の大富豪の財産管理     | 55  |
| Column 3 | 参考となるポートフォリオ情報の例     | 127 |
| Column 4 | 受益者はお得?              | 133 |
| Column 5 | 信託監督人と受益者代理人         | 140 |
| Column 6 | 信託を活用した税対策           | 170 |
| Column 7 | 民事信託における運用ガイドラインの必要性 | 218 |

## 第1章

# 民事信託の特徴と 問題点

## (1) 家族が受託者になれる

民事信託には、信託業法の規制がありません。未成年者または成年被後見人もしくは被保佐人でなければ、誰でも受託者になることができます（信託法第7条）。

## (2) 信託設計が自由にできる

民事信託の受託者は身内の者で、金融機関ではありませんので、自由な設計ができます。また、信託設定の心理的障害のない自己信託も可能です。自己信託を使えば、譲渡禁止財産を信託財産にして、受益権を譲渡することもできます。

ただし、民法の一般原則に基づき、公序良俗に反する信託目的の信託が無効になる他、信託法に次のような制約があります。

### ① 受託者の利益享受の禁止

受託者は、受益者として信託の利益を享受する場合を除き、何人の名義をもってするかを問わず、信託の利益を享受することができません（信託法第8条）。

### ② 脱法信託の禁止

法令によりある財産権を享有することができない者は、その権利を有するのと同一の利益を受益者として享受することができません（信託法第9条）。

### ③ 訴訟信託の禁止

信託は訴訟行為をさせることを主たる目的としてすることができます（信託法第10条）。

### ④ 債権者詐害信託の取消し、破産管財人の受益権返還請求権

委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合には、受託者が債権者を害すべき事実を知っていたか否かにかかわらず、債権者は、受託者を被告として、その取消しを裁判所に請求することができます（信託法第11条）。

破産者が破産債権者を害することを知って委託者として信託をした場合には、破産管財人は、受益者を被告として、その受益権を破産財団に返還することを、訴えをもって請求することができます（信託法第12条第2項）。

## （3）受託者の自由裁量を大きくすることができる

商事信託の受託者は、その営業政策として業務の画一性を求めるので、最小限必要な範囲の業務の引受けしか行いません。一方、民事信託の受託者は、委託者の家族の事情をよく知っている身内の者ですので、安心して受託者の裁量を大きくして信託の運営を任せることができます。

## （4）信託設定は財産の規模や種類を問わない

商事信託の受託者は、その事業採算を維持するために、一定規模以上で、その管理が簡単かつ定型的な信託しか引き受けません。民事信託の受託者は身内の者ですので、信託財産の規模およびその種類にかかわらず受託できます。

## (5) 信託報酬を節約できる

商事信託の受託者は、信託業務の営業、事務、内部管理体制の維持のコストが高いため、信託報酬が割高です。民事信託の受託者は、信託行為に関し信託財産から信託事務の処理の対価として報酬を受ける旨の定めがある場合に限り、信託報酬を受けることができます（信託法第54条第1項）が、商事信託の受託者のような体制の維持のコストがないため、信託報酬を低く抑えることができます。

### Column 1

#### ケネディ家の財産管理

米国の経済雑誌のフォーブスの記事によれば、ケネディ家の財産は約10億米ドル（約1,200億円）に上り、多数の入り組んだ信託により管理されているそうです。

拡大ケネディ家は約30家族あり、この中で最もリッチな相続人は駐日大使のキャロライン・ケネディ夫人で、2013年時点で約1億7,500万米ドル（約210億円）を有します。家族の財産はケネディ家のファミリー・オフィスであるジョゼフ・P・ケネディ社が管理しています。同社は政治家および実業家として莫大な財産を築いた、ジョゼフ・P・ケネディが1927年に設立したものです。

彼の子供たちは、大統領になった次男ジョン、司法長官を務めた三男ロバート、民主党の重鎮で上院議員であった四男エドワードが知られています。

ケネディ家の信託は、家族が財産を浪費してしまわないように設定され、古くは1936年にさかのぼります。その多くはいわゆる「王朝信託」として遺産税から保護され、将来にわたって存続するように仕組まれています。

（参考：Forbes 2014年7月8日号等）

## 2

# 民事信託の問題点

## (1) 民事信託の特徴から生ずる問題点

### ① 民事信託の受託者は身内である

受託者は生身の人間ですので、病気、認知症、死亡等により業務ができなくなる危険があります。また、身内故に不正を働く危険があります。例えば、受託者の利益と受益者の利益が相反する危険がありますので、受益者に対して公平な取扱いができない危険もあります。民事信託の受託者には金融当局による監督がないことも問題となります。

### ② 民事信託の受託者は素人である

民事信託の受託者が、信託財産の取引、管理、運用等の知識・経験がなく、ノウハウがないために、これらを疎かにし、失敗する危険があります。法務、税務、会計等の専門的知識がないため、信託財産の記帳、会計報告、税務の取扱い等を適切に処理することができないことがあります。

### ③ 民事信託の受益者は身内である

委託者に相続が発生したときに、感情的な縋れから、遺留分の侵害等を原因として、受益権の承継に関して家族の間に紛争が起きる危険があります。受託者が信託財産を処分し、受益者にこれを分配する際に、受託者の事務が妨害される危険もあります。

### ④ 民事信託は自己信託の設定ができる

自己信託では、信託財産が委託者兼受託者の個人資産ですので、分

別管理（保全）が徹底しない危険があります。委託者が信託証書（公正証書等）を適正に作成しない危険、受託者が受益者に対する忠実義務を守らない危険があります。

## （2）民事信託では対応できない信託

### ① 公益信託

受益者の定めのない信託（信託法第258条第1項）のうち、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするもの（公益信託）は受託者において主務官庁の許可を受ける必要があります（公益信託ニ関スル法律第2条）。公益信託の受託者適格に明文の規定はありませんが、民事信託の受託者が引き受けすることはできないと思われます（三菱UFJ信託銀行編著『信託の法務と実務〔6訂版〕』（金融財政事情研究会）P754）。

### ② 税法において、信託銀行等の金融機関を受託者とするこ とをその信託の非課税の要件とするもの

特定障害者扶養信託（相続税法第21条の4）、特定寄附信託（租税特別措置法第4条の5第2項）、教育資金贈与信託（租税特別措置法第70条の2の2）、結婚子育て資金信託（租税特別措置法第70条の2の3）は商事信託に限定されます。

## （3）自己信託では対応できない場合等

### ① 専ら受託者の利益を図る目的の信託

受託者は受益者として信託の利益を享受することができます（信託法第8条）が、専ら受託者の利益を図る目的の信託は、信託の定義から外れています（信託法第2条第1項）。

信託は、受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が1年間継

## あとがき



『危ない』民事信託を防止し、金融当局の介入を受けずに、健全で、かつ自由闊達な民事信託を発展させるためには、自主規制するしかありません。それには、専門職の方が、顧客から相続・資産承継等の相談を受けた場合、適切な信託設計の助言を行い、その家族の方に、受託者の業務を指導することが期待されます。それも信託の設定から終了までの長期にわたり、指導、支援していく必要があるため、専門職の方への期待は大きく、その責任は重いといえます。本書はそのような専門家のために出版されました。

また、今般、そのような専門職の方々の活動を支援する中立的な組織として『民事信託活用支援機構』が発足しました。今後、専門職の方のみならず、民事信託の個人受託者を含むすべての関係者に、これを利用していただきたいと思います。

英国や米国においては、民事信託は長い歴史があり、非常に多くの人々に使われています。米国では生前信託（living trusts）が遺言代用信託として広く活用され、この信託は、委託者が自身を受託者とする信託宣言がほとんどであるといわれています。信託宣言は、日本では自己信託に当たり、委託者が受託者を兼ね、信託設定の時に財産の移転が生じない信託ですから、信託設定の心理的障害がありません。筆者は、日本においてもこの自己信託を活用すべきと考えます。もちろん、自己信託は、使い方によっては『危ない』民事信託になりかねませんが、他の種類の民事信託でもそれは同じことです。いずれの種類の信託でも、大切なことは、専門家の方が顧客をきちんと指導し、支援していくことでしょう。

平成28年3月  
高橋倫彦・石脇俊司

## 制作企画

### JP コンサルタンツ・グループ

経営連合化の下に先進会計事務所が専門力を結集させた会計人組織として平成 20 年に発足。幅広い顧客ニーズに対してワンストップサービス体制を整え、的確に解決策を見出す実践的な手法は評価が高い。組織の母体となる構成事務所は関東全域をはじめ、広く全国にわたり、税務戦略、業績改善、組織再編、相続事業承継対策などに多くの実績を有する。特に相続対策をはじめとする資産税業務はグループの中核テーマと位置付け、税務対策全般から納税資金対策・土地活用・物納戦略・遺言活用等に至るまで、その業務範囲は幅広い。さらに講演活動や執筆活動にも積極的に取り組む姿勢は、各方面から賞賛の声が寄せられている。

JP コンサルタンツ・グループ統括本部

東京都千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクウェア

TEL : 03-5259-8089 HP : <http://www.jp-cg.jp/>

## 監修

### 成田一正 (なりた かずまさ)

税理士法人おおたか代表税理士・公認会計士。大手監査法人を経て、平成元年に成田公認会計士事務所、平成 23 年に税理士法人おおたかを設立。事業承継をはじめ、株式公開や公益法人サポートなど、手掛ける業務は幅広い。著書「事業承継・自社株対策の実践と手法」「新事業承継税制ハンドブック」「Q & A 事業承継・自社株対策の実践と手法」等多数。JP 税務戦略研究会顧問。

税理士法人おおたか

東京都中央区日本橋馬喰町 1-1-2 ゼニットビル 6F

TEL : 03-5640-6450 HP : <http://www.ootaka.or.jp/>

## 著 者

### 高橋倫彦 (たかはし ともひこ)

一般社団法人民事信託活用支援機構理事長。吉祥アセット株式会社代理取締役。40年以上にわたる信託業務の経験を持つ。外資系信託銀行の役人を歴任。特に家族のための信託の分野では日本でも数少ない専門家で、プライベートバンキングの豊富な経験に基づき承継問題への信託を用いた画期的な解策の提案・構築を強みとしている。米国の家族のための信託にも通じている。論文週刊 T & A master No.598号「受益権複層化信託の所得課税」、同 No.619号「受益権複層化信託の相続課税」。

### 石脇俊司 (いしわき しゅんじ)

一般社団法人民事信託活用支援機構理事。株式会社継志舎代表取締役。外資系生命保険会社、日系証券会社、外資系金融機関、信託会社を経て、本機構の立上げに参画。金融機関での経験を活かし、企業オーナー等の資産承継対策の信託実務に取り組む。会計事務所と連携した企業オーナーや資産家への金融サービスの提供業務にも経験が豊富である。

## 制作協力

### 伊東大祐 (いとう だいすけ)

あおぞらみなど法律事務所 弁護士

東京都港区西新橋1丁目17-11 新橋東栄ビル4階

TEL: 03-5510-3301

### 山口正徳 (やまぐち まさのり)

弁護士法人岡田綜合法律事務所 弁護士

東京都中央区京橋2-5-22 キムラヤビル3階

TEL: 03-3564-3542

## 一般社団法人民事信託活用支援機構

### ■概要

設立：平成 27 年 12 月

所在地：東京都千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクエア

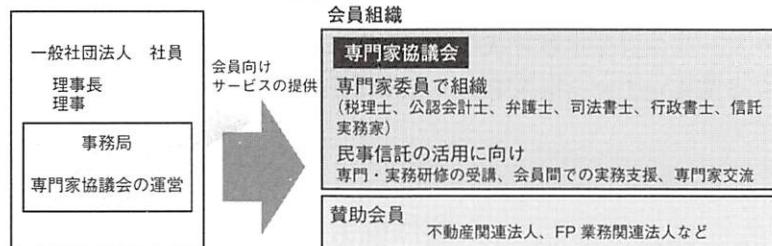
H P : [www.shintaku-shien.jp](http://www.shintaku-shien.jp)

目的：税理士、弁護士、司法書士、信託実務家等を会員とする民事信託活用支援機構専門家協議会と連携し、協議会の会員に対し、相続・事業承継対策等のための信託活用に関する提案業務の援助を行い、協議会の運営、広告宣伝、会員の支援等を行う

### ■専門家協議会

専門家協議会に所属する専門家会員が、顧客の民事信託の設定と信託期間中の受託者支援を行えるよう、民事信託活用支援機構は、専門・実務研修の提供、民事信託に関する情報提供、会員が開催するセミナー支援、会員の実務支援などの会員サービスを提供する。

### 一般社団法人 民事信託活用支援機構



### ■専門家協議会の役員

会長：高橋倫彦（一般社団法人民事信託活用支援機構 理事長）

副会長：下吹越一孝（ペンドル税理士法人 代表社員 公認会計士、税理士）

伊東大祐（あおぞらみなど法律事務所 所長 弁護士）

一般社団法人民事信託活用支援機構 理事）

専務理事：石脇俊司（一般社団法人民事信託活用支援機構 理事）

理事：成田一正（税理士法人おおたか 代表 公認会計士、税理士）  
山口正徳（弁護士法人岡田総合法律事務所 弁護士）

嶋 敬介（株式会社ノースアイランド 代表取締役 税理士）

顧問：河合保弘（司法書士法人ソレイユ 代表社員 司法書士）